

もったいない・あおもりエコ事業所・エコショップ 認定事業実施要綱

(目的)

第1条 もったいない・あおもり県民運動の一環として、地球温暖化対策、廃棄物の減量化・リサイクルの推進等環境に配慮した取組を実践している事業所を「もったいない・あおもりエコ事業所・エコショップ」として認定し、事業者及び商店街による自主的かつ継続的な環境配慮の取組促進を目的とする。

また、その取組を広く県民等に紹介することにより、「もったいない」を合い言葉に県民一丸となって省エネルギーやごみの減量、リサイクルなど環境に配慮した取組を進め、もって環境への負荷の少ない「持続可能な低炭素・循環型社会」の形成に寄与することを目的とする。

(認定の区分)

第1条の2 この要綱により認定できる事業所及び商店街は、次の区分による。

- (1) あおもりECOにこオフィス・ショップ
- (2) あおもり食べきり推進オフィス・ショップ
- (3) あおもりエコ商店街

(認定の基準)

第2条 あおもりECOにこオフィス・ショップとは、青森県内に所在し、事業活動を行っている事業所であって、もったいない・あおもり県民運動の趣旨に賛同し、別表1に掲げる「環境に配慮した取組項目」のうち5以上の項目に取り組んでいる事業所とする。ただし、同表に掲げる「環境に配慮した取組項目」のうち10以上の項目に取り組んでいる事業所は、プレミアムあおもりECOにこオフィス・ショップとする。

2 あおもり食べきり推進オフィス・ショップとは、青森県内に所在し、事業活動を行っている事業所であって、もったいない・あおもり県民運動の趣旨に賛同し、別表2に掲げる「食品ロス削減に配慮した取組項目」のうち1以上の項目に取り組んでいる事業所とする。

3 あおもりエコ商店街とは、青森県内に所在し、商店街振興組合又は商店街の振興のために組織された団体（以下「商店街」という。）であって、次のいずれかに該当する商店街とする。

- (1) もったいない・あおもり県民運動の趣旨に賛同し、別表3に掲げる「環境に配慮した商店街の取組項目」のうち1以上の項目に取り組んでいる商店街であること。
- (2) 商店街の組合員等構成員のうち半数程度又は概ね10以上の事業所が、第1項又は前項の規定による認定を受けていること。

(認定の申請)

第3条 前条第1項若しくは第2項の認定基準による認定又は同条第1号及び第2項の認定基準による認定を受けようとする事業所を経営する事業者は、もったいない・あおもりエコ事業所・エコショップ認定申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 支店等複数の事業所を経営する事業者又は複数の入居事業所のあるテナントビルを経営する事業者は、前項の申請書に各事業所名及び各所在地等を記載した書類を添付のうえ一括して申請す

ることができる。

- 3 前条第3項の認定基準による認定を受けようとする商店街は、あおもりエコ商店街認定申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

（認定の実施）

第4条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、第2条に定める認定基準に該当すると認められるときは、これを認定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により認定を行ったときは、申請者に対し、当該各号に定める認定証等を交付するものとする。

- (1) 第2条第1項の規定によるあおもりECOにこオフィス・ショップ 別に定める様式によるあおもりECOにこオフィス・ショップ認定証及びステッカー
- (2) 第2条第2項の規定によるあおもり食べきり推進オフィス・ショップ 別に定める様式によるあおもり食べきり推進オフィス・ショップ認定証及びステッカー（ただし、ステッカーの交付はショップに限る。）
- (3) 第2条第3項の規定によるあおもりエコ商店街 別に定める様式によるあおもりエコ商店街認定証

- 3 知事は、前条第2項の規定により行われた申請に対して認定を行ったときは、事業所数分の前項に定めるステッカーを交付するものとする。

（ロゴマークの使用）

第5条 第2条第1項の認定基準による認定を受けた事業所の事業者は、別に定める様式によるロゴマークを使用して認定を受けた事業所の広告を行うことができる。ただし、販売する商品及びその容器若しくは包装に付してはならない。

- 2 前項の規定によりロゴマークを使用する事業者は、ロゴマークを改変してはならない。

（事業者の責務）

第6条 第2条第1項若しくは第2項の認定基準による認定又は同条第1項及び第2項の認定基準による認定を受けた事業所の事業者（以下「認定事業者」という。）は、第4条第2項及び第3項の規定により交付された認定証及びステッカーを公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

- 2 認定事業者は、環境に配慮した取組を維持するとともに、取組の充実を図るものとする。
- 3 認定事業者は、前年の4月から本年3月までの取組状況を、もったいない・あおもりエコ事業所・エコショップ活動状況報告書（第3号様式）により、6月30日までに知事に報告するものとする。

（商店街の責務）

第7条 第2条第3項の認定基準による認定を受けた商店街（以下「認定商店街」という。）は、あおもりエコ商店街に認定された旨を地域住民等に対して周知するよう努めるものとする。

- 2 認定商店街は、環境に配慮した取組の促進、維持及び充実を図るものとする。
- 3 認定商店街は、県がもったいない・あおもり県民運動の一環として実施する事業への協力に努めるものとする。

4 認定商店街は、前年4月から本年3月までの取組状況を、あおもりエコ商店街活動状況報告書（第4号様式）により、6月30日までに知事に報告するものとする。

（変更の届出）

第8条 認定事業者又は認定商店街は、申請事項に変更があったときは、もったいない・あおもりエコ事業所・エコショップ変更届（第5号様式）を速やかに知事へ提出するものとする。

（認定の辞退）

第9条 認定事業者又は認定商店街は、認定を辞退しようとする場合は、もったいない・あおもりエコ事業所・エコショップ認定辞退届（第6号様式）を知事へ提出するものとする。

（認定の取消し）

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すものとする。

- (1) 前条の規定による辞退届を受理したとき。
 - (2) 認定事業者が廃業若しくは転出又は認定商店街が解散したことが確認されたとき。
 - (3) 第2条第1項若しくは第2項の認定基準による事業所又は同条第3項の認定基準による商店街に該当しなくなったと認められるとき。
 - (4) 法令に違反する等、認定事業者又は認定商店街として適当でないと認められるとき。
- 2 前項の規定により認定を取り消された事業者又は商店街は、速やかに第4条第2項又は第3項の規定により交付された認定証及びステッカーを知事に返還し、かつ、第5条第1項の規定によるロゴマークの使用を中止しなければならない。

（取組状況の調査）

第11条 知事は、必要に応じて認定事業者及び認定商店街の取組状況について調査を行うことができる。

（広報）

第12条 知事は、認定事業者及び認定商店街の環境に配慮した取組等をホームページ、広報紙等によって、県民等に広報するよう努めるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月5日から施行する。
- 2 青森県「地球にやさしい青森県推進事業所」登録事業実施要綱（平成17年7月11日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月16日から施行する。